

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 市民の訴えを効果的に解決していくために

質問要旨

いじめ重大事態や体罰への対応、障害者福祉施設における虐待の通報を甘くみてきた問題を筆頭に、市が責任を負う数々の問題について、担当部署に相談しても市長への手紙や要望書等で市長へ訴えても、無視や軽視のような扱いをされ、解決の糸口すら見つからず、もしくは話が通じても改善が遅々として進まないため、埒が明かないと判断した市民がメディアや訴訟に訴え、外部からショック療法的に改善を求めるという事例が続いている。

私が把握している限り全てのケースで、市民はいきなり報道や訴訟に訴えているわけではない。長い時間をかけて市に相談し、証拠も明示し、筋の通った合理的な形で訴え続けてきている。

報道に至れば少なからず市の信用は失墜する。そこでやっと市が動き出すという事例が見受けられる。

議員として相談を受け、解決への手助けができる事例は、市が抱える問題のうちほんの一部に過ぎない。過去の事で泣き寝入りした人の話を聞くことも何度もある。市が市民とうまくコミュニケーションを取って信頼関係を築き、またその背景にある考え方に筋があれば、既存の枠組みの中でもよい形で解決していただろうと思えることばかりである。

そこで、市が市民からの訴えを効果的に解決するための方法について考えるため、以下質問する。

1. 市民が職員の不正行為を発見し市へ訴えた場合、市は期間や体制を含めてどのように対応するか。何らかの明文化された規準はあるか。
2. 公文書上の証拠とともに職員の不正行為について市民から訴えがなされてから4ヵ月経過してもなお担当者の事情から対応が進んでいない事例があると聞いている。担当者が休んだり別の仕事が入ったりした場合でも調査や対応が進められるように、また職員一人で抱え込まないように、不正行為について訴えがあった場合は少なくとも数名のチームで対応するなど組織的に対応するべきと考えるが見解は。
3. 対市民だけではなく、部署横断的にもコミュニケーションが得意な職員を揃えて、市長直轄の組織として監査課のような組織を設けてはどうか。例えば市民が担当の部署と一定のやり取りをしても埒が明かないとなった場合に相談をもちかけて問題解決に取り組む場所として。現行の市長への手紙は期待が裏切られてしまうものだが、それに代わる実効的な組織である。そのような組織を設けた場合に想定される課題も含め、見解は。
4. 内部統制の仕組みを活用する方法も考えられる。現在実施中の内部統制(的なもの)の試行運用を担う行政経営課は該当部署から報告が上がらない限り指導する権限がないと聞く。市民の側からすれば、問題を指摘したことについて担当部署がきちんと行政経営課に報告を上げているのか疑わしく感じる。しかし確認する術がない。そこで市民から指摘を受けたことについて、担当課を介さず、一定の基準を設けるなりして、内部統制の試行運用プロセスに乗せればよいと考えるがどうか。そのようなことは検討したか。課題があるとすれば何か。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年2月14日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】
